

社外取締役独立基準

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. 基本の方針

当社は当社ならびに当社株主のために必要な成長性や安定性を確保する為に、実質的に効果を発揮出来る人材を独立社外取締役として迎えるものとする。

2. 独立基準

当社またはグループ会社のOBでないこと。

近親者が当社またはグループ会社の現職またはOBでないこと。(但しOBとなって10年以上経過した場合を除く)

当社に重大な影響を与える会社の現職またはOBでないこと。

3. 資質について

株主のために常識的な判断が出来て善管注意義務違反を見逃さない能力を有する人材。

洞察力に優れ、付和雷同せず体制に迎合しない(但し建設的意見を除く)人材。

困難な状況においても意志強固を貫き通せる人材。

4. その他

以上